

関係委員意見聴取書面	
関係委員 (敬称略)	(所属) 東北鳥類研究所 所長
	(氏名) 由井 正敏
聴取日	令和 7 年 9 月 26 日 (金)
聴取者	環境省大臣官房環境影響評価課環境影響審査室 西山 室長補佐 環境省大臣官房環境影響評価課環境影響審査室 袖野 審査官 環境省大臣官房環境影響評価課環境影響審査室 永島 審査官 環境省大臣官房環境影響評価課環境影響審査室 岡野 審査官
要領 2. (3) 利害関係者の除外	
・意見聴取しようとする事業に係る利害関係の有無。 利害関係 _____ 有 _____ ・ ☒ 無 _____	
要領 2. (4) 秘密保持の承諾	
・環境影響評価法手続に基づき作成される図書に含まれる希少な動植物種の生息・生育地の情報その他の秘匿すべき情報を外部にもらさない旨の承諾。 _____ ☒ 承諾 _____ ・ _____ 非承諾 _____	
<関係委員意見概要>	
チュウヒについて	・年間予測衝突数が 0.05 個体/年 (1 個体/20 年・ペア) を目安にすることを推奨しており、チュウヒ等のような生息数が少ない種はさらに小さくすべきと考えている。また、イギリスでは、バードストライクのような人為的要因による死亡について、希少種の場合には、0.01 個体/年以上にならないようにすべきとされている。これらを踏まえると、周辺事業を考慮した累積的な年間予測衝突数が 0.0757 個体/年・1.5 ペアというのは、影響がかなり大きい。 ・風車からの距離が 250m から 500m までの範囲を避けて飛翔するため、風車間の距離が 280m の場合、風車間を通ることができなくなることが国外文献から十分想定できる。 ・風車から最大 500m の範囲を回避するため、500m 以内は採餌に使われにくくなることから、この範囲が本ペアの高利用域内の好適採食地の何%に当たるか確認が必要である。10%以上であれば著しい影響があると考えられるため、回避又は代替餌場の確保等の代償措置を検討すべき。 ・風車から 500m 以内に高利用域が存在するような場所に風車を立てるべきではない。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・本事業では7台のうち6台の風車が高利用域内部に設置されるが、「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」（令和6年6月 環境省）に基づき、高利用域を避けて風車を設置する必要がある。特に7号機設置予定地付近において餌運搬が複数確認されているが、餌を運搬しながらの回避行動は通常より困難であり、餌運搬への影響が大きい。・周辺に存在する既設風車との累積的影響も十分に考慮する必要がある。・環境保全措置として目玉模様をつけることが求められるが、タワーではなく、ブレード又はナセルにつけるのが良い。なお、これは高利用域等への設置を避けるための基数の削減や配置の見直しを優先して行った上で、追加的に行うべきものである。 |
|--|--|